

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○一般競争入札の実施..... (原子力安全対策課)	57
○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	58
○道営土地改良事業の工事の完了..... (土地改良指導課)	58
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	58
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	58
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	59
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	59
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	62
○道路の区域の変更..... (道路整備課)	63
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	63
○宅地建物取引業者の事務所所在地の確知..... (建築指導課)	64
○宅地建物取引業法による免許の取消し..... (建築指導課)	64

道教育庁空知教育局告示

○一般競争入札の実施.....	64
○特定調達契約に係る入札の公告.....	65

告 示

北海道告示第49号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成16年1月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータ	10台
イ プリンタ	4台
ウ マウス	10個
エ USBケーブル	4本

- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 平成16年2月13日
- (4) 納入場所 別途指示する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課
- 4 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁本庁舎3階総合防災対策室防災連絡員室
 - (2) 入札日時 平成16年1月30日 午前10時
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。
 - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 - (2) 入札保証金の納付免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交付場所 3に同じ。
 - (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等による入札
郵便等又は電報による入札は、認めない。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 入札参加申込書の提出
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

毎月第3日曜日は国民家庭の日です。家族で団らんの機会を持ちましょう。

- (1) 提出期限 平成16年1月26日
- (2) 提出場所 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課

11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか、免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 863

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第50号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成16年1月20日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	愛染恭子 vs 菊池えり ポット	ダブルGス 新東宝映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第51号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年1月20日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
瓜幕中央	畑地帯総合整備 [緊急整備型] (農業用排水)	平成14.10.21
同	(土層改良)	同 14.9.30
同	(区画整理)	同 14.11.29
同	(暗きよ)	同

北海道告示第52号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年1月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 中川郡豊頃町茂岩49の1・49の31・49の57・50の1・茂岩本町117の1・150・163・164・165（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、茂岩新和町150
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁経済部林務課及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第53号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年1月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 上磯郡上磯町当別3丁目208・209・215の1・217（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、214の2、260の1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び上磯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第54号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成16年1月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 茅部郡森町字尾白内町1153から1157まで、1164の1、1168の1、1168の6、1168の7、1169の1、1169の2、1170

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 指定理由の消滅

2(1) 解除予定保安林の所在場所 茅部郡森町字白川59の10、59の55、62の2、字森川町301の3、302の2、314の2、315の3、317の3、317の6

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 指定理由の消滅

3(1) 解除予定保安林の所在場所 茅部郡砂原町字砂崎13の4、13の10、13の19、13の20、13の23、13の24、字彦濶263の5

(2) 保安林として指定された目的 潮害の防備

(3) 解除の理由 指定理由の消滅

北海道告示第55号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年1月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 瀬棚郡今金町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 瀬棚郡瀬棚町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

瀬棚町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 瀬棚郡瀬棚町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

瀬棚町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 4(1) 保安林予定森林の所在場所 瀬棚郡北檜山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
北檜山町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
北檜山町（次の図に示す部分に限る。）
 - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 5(1) 保安林予定森林の所在場所 瀬棚郡北檜山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
北檜山町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 6(1) 保安林予定森林の所在場所 瀬棚郡北檜山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
北檜山町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 7(1) 保安林予定森林の所在場所 瀬棚郡北檜山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
北檜山町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
北檜山町（次の図に示す部分に限る。）
 - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 8(1) 保安林予定森林の所在場所 上磯郡上磯町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
上磯町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
上磯町（次の図に示す部分に限る。）
 - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 9(1) 保安林予定森林の所在場所 松前郡福島町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
福島町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

10(1) 保安林予定森林の所在場所 上磯郡知内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
知内町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

11(1) 保安林予定森林の所在場所 虻田郡倶知安町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
倶知安町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
倶知安町（次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

12(1) 保安林予定森林の所在場所 寿都郡黒松内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
黒松内町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
黒松内町（次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

13(1) 保安林予定森林の所在場所 寿都郡黒松内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
黒松内町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
黒松内町（次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

14(1) 保安林予定森林の所在場所 寿都郡黒松内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

15(1) 保安林予定森林の所在場所 島牧郡島牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

島牧村（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

16(1) 保安林予定森林の所在場所 島牧郡島牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

島牧村（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

島牧村（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第56号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成16年1月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 茅部郡南茅部町字白尻723の2
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 余市郡余市町豊丘町1811の1から1811の5まで
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 幌泉郡えりも町字目黒54（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 雨竜郡雨竜町338の2（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

阿寒郡阿寒町字シアンヌ4の2 (次の図に示す部分に限る。)、7の1、7の7、7の10、7の213、7の214、7の222から7の226まで、7の305、7の319、7の321、字シュリコマベツ1の1・4の4・5の13・18・19 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、4の5、5の1、7の1、7の7から7の9まで、7の12、7の20から7の22まで、8の1、8の3、9の1、9の2、10、11の1、11の3、12の1から12の3まで、13の1、13の5、13の6、13の8、13の9、13の17から13の26まで、14の1、14の3、15の1、16、17、28の1、28の3、28の4、28の6、阿寒湖温泉一丁目7の306、阿寒湖温泉二丁目1の19、2の1、2の89、2の91、2の127、2の142、2の145、阿寒湖温泉四丁目4の17、4の33、4の47、4の53、4の88、阿寒湖温泉五丁目4の26・5の26・6の3・6の7・6の12 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、4の27、5の25、5の27、阿寒湖温泉六丁目7の14・7の16 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第57号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年1月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
江部乙赤平線 北海道札幌土木現業所	滝川市江部乙町4029番32地先から 滝川市東滝川772番1地先まで		前	15.22mから 27.93mまで	723.90m	—
			後	15.22mから 27.93mまで	723.90m	—
			後	19.45mから 62.05mまで	701.70m	—
岩見沢石狩線 北海道札幌土木現業所	石狩郡当別町幸町141番10地先から 石狩郡当別町未広118番58地先まで		前	10.00mから 26.00mまで	428.00m	—
			後	10.00mから 26.00mまで	428.00m	—
			後	10.00mから 39.01mまで	466.00m	—
当麻比布線 北海道旭川土木現業所	上川郡比布町886番44地先から 上川郡比布町5868番1地先まで		前	24.00mから 30.07mまで	102.66m	—
			後	24.73mから 30.07mまで	102.66m	—
			後	19.20mから 31.90mまで	487.14m	—
美深名寄線 北海道旭川土木現業所	名寄市字智恵文2608番30地先から 名寄市字内淵311番5地先まで		前	19.20mから 31.90mまで	487.14m	—
			後	19.20mから 31.90mまで	487.14m	—
			後	19.50mから 48.25mまで	477.92m	—

北海道告示第58号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年1月20日

北海道知事 高橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 岩見沢石狩線	石狩郡当別町樺戸町518番地先から石狩郡当別町樺戸町372番地先（一般国道275号交点）まで	平成16. 1.20

北海道告示第59号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。

平成16年1月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 住 所 函館市松風町5番3号 東海ビルF
- (2) 商号又は名称 株式会社リフォームセンター
- (3) 代表者氏名 代表取締役 中谷 徹
- (4) 免許証番号 北海道知事渡島(1)第1004号
- 2(1) 住 所 函館市美原3丁目20番17号
- (2) 商号又は名称 有限会社タカイ・コーポレーション
- (3) 代表者氏名 代表取締役 高橋 成明
- (4) 免許証番号 北海道知事渡島(3)第911号

北海道告示第60号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定により、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成16年1月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 住 所 札幌市白石区本通9丁目北4番1号
- 2 商号又は名称 株式会社 丸光
- 3 代表者氏名 代表取締役 丸岡 光俊
- 4 免許証番号 北海道知事石狩(3)第6127号

道教育庁空知教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年1月20日

北海道教育庁空知教育局長 松尾 昭房

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
アパレルCADシステム 一式
 - (2) 調達を要する物品等の仕様等は、入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 納 入 期 日 平成16年3月22日（月）
 - (4) 納 入 場 所 北海道岩見沢西高等学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申 請 の 時 期 平成16年1月20日から30日まで
 - イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市8条西5丁目
北海道教育庁空知教育局企画総務課
 - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課
- 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知合同庁舎3階会議室（送付による場合は、郵便番号 068 - 8550 北海道教育庁空知教育局企画総務課）
- (2) 入札日時 平成16年2月17日（火）午前10時（送付による場合は、平成16年2月16日までに必着のこと。）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁空知教育局企画総務課

イ 所在地 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市8条西5丁目
電話番号 0126 - 23 - 2231 内線 3117

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止などが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道教育庁空知教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年1月20日

北海道教育庁空知教育局長 松尾昭房

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道美唄養護学校改築に係る物品購入

ア 昇降式平行棒ほか14品目36点

イ キーボードほか20品目59点

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納入期日 平成16年3月30日（火）

(4) 納入場所 北海道美唄養護学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入等の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に係る指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年1月20日（火）から2月13日（金）まで
 イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市8条西5丁目
 北海道教育庁空知教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁3階空知教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 068 - 8550 北海道教育庁空知教育局企画総務課）

(2) 入 札 日 時

ア 平成16年3月1日（月）午前9時30分

イ 同 午前11時

（送付による場合は、平成16年2月27日（金）までに必着のこと。）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号

に掲げる入札及びこの公告に定める入札に係る条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該入札金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市8条西5丁目
 電話番号 0126 - 23 - 2231 内線 3118

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

a . Movable parallel bars and others 14 items (36 units)

b . Keyboard and others 20 items (59 units)

B . Bidding date and time :

a . 9 : 30 A. M., March. 1, 2004

b . 11 : 00 A. M., March. 1, 2004

(If mailed, bids must arrive no later than February 27, 2004)

C . Contact

Accounting Division, General Affairs Department, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education 8-jo, Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido, 068-8550 Japan

Phone : 0126-23-2231 Extension 3118